

第3次永平寺町行財政改革大綱



福井県吉田郡永平寺町

目 次

第1章	行財政改革大綱策定にあたり	
Ⅰ	行財政改革の必要性と推進期間	1
Ⅱ	これまでの取り組み	3
Ⅲ	当町を取り巻く環境	4
第2章	行財政改革に対する基本方針	
Ⅰ	行財政改革に対する基本姿勢	7
Ⅱ	行財政改革を進める上でのポイント	8
Ⅲ	行財政改革大綱の方針	9
第3章	行財政改革における具体的取組項目	
Ⅰ	情報発信の促進と協働の推進	11
Ⅱ	組織力の強化と人材育成	12
Ⅲ	効率的な行政運営の確立	13
Ⅳ	財政基盤の強化	14
第4章	資料編	
Ⅰ	当町の職員数・人件費の状況	
1.	職員数の削減	15
2.	人件費の削減	16
Ⅱ	当町の財政状況	
1.	町財政の現状	17
2.	財政構造の特徴	19
(1)	普通会計決算額の実績と今後の見込み	21
(2)	歳入決算額の実績と今後の見込み	22
(3)	歳出決算額の実績と今後の見込み	25
(4)	町債の実績と今後の見込み	29

第 1 章 行財政改革大綱策定にあたり

I 行財政改革の必要性と推進期間

1. 行財政改革の必要性

永平寺町は、平成 18 年 2 月に松岡町・永平寺町および上志比村の旧 3 町村の合併によって誕生しました。当町は「住みたくなる町」の構築に向け、共通課題への取り組みや将来の目標の実現のため、総合振興計画及び行政改革大綱を通し、健全経営に努めてまいりました。

経済が右肩上がりの時代においては、行政は幅広い分野で、その担う範囲の拡大を続け、住民サービスの充実を図ってきました。当町の場合、合併に伴う財政上の支援もあり、旧町村で行ってきたサービスが維持でき、住民に大きな影響を及ぼすことなく運営することができました。

しかし、当町を取り巻く環境は、社会経済情勢の変化や、少子高齢化の進行に加え人口減少という局面を迎えており、これに伴う税収等の減少が懸念される中、歳出面においては社会保障費（扶助費等）を中心とする義務的経費の増加に加え、地方創生事業の推進や老朽化した公共施設等の更新など大規模な事業が見込まれます。

一方、歳入面においては合併に伴う財政上の支援（普通交付税の合併算定替等）が縮小、終了に近づきつつあるなど、今後は厳しい財政状況が予想されます。

当町の税収は平成 26 年度においては約 20 億円で歳入全体の約 2 割程度であり、歳入の約 4 割を地方交付税に依存している財政基盤の弱い自治体です。当町が税収を増やし住民サービスを継続し維持していくためには、町外から人や企業・投資を呼び込むことにより、経済の活性化や雇用を創出していく新たな取り組みが必要となります。税収が増えるような新たな取り組みに対して、町は積極的に投資していかなければなりません、そのためには新たな財源が必要となります。

積極的な投資を行ってもすぐに税収が上がるわけではありませんので、現在行われている事業をそのまま継続しながら新たな事業に着手すること（「あれもこれも」）は難しく、住民には有益な事業であっても、必要性及び効果のより高い分野に財源をシフト（「あれかこれか」）していく作業が必要となります。行財政改革とは、単にコストカットを徹底して経費の削減を行うだけではありません。限られた財源の中で、真に住民が必要としている行政サービスを提供していく体制を築いていくことにほかなりません。聖域や例外を設け

ず、先送りすることなく、組織をあげて、全ての分野で取り組んでいく必要があります。

行財政改革は、当然のことながら住民生活にも大きな影響を及ぼします。「いま、なぜ行財政改革なのか」という問題意識を住民と共有していくことが、行財政改革を進めていくうえで最も重要なポイントです。そのため、あらゆる機会を捉えて、行財政改革の必要性をわかりやすく説明して住民の理解と協力を得ながら推進していきます。

2. 行財政改革の推進期間

平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

3. 行財政改革大綱の位置づけ

行財政改革大綱（以下「大綱」という。）は、総合振興計画を下支えする計画のひとつで、「大綱本文」と「実施計画」で構成されています。「大綱本文」は、当町の行財政改革の方向性を示したもので、それを具体化した実行計画が、「実施計画」であり、この中で具体的な項目に取り組んでいきます。さらに、その進行管理を的確に行った上で、進捗状況に併せて見直し作業を行い、行財政改革の着実な推進を図っていきます。

Ⅱ これまでの取り組み

1. 当町における行政改革の取り組み経過

【第1次・第2次行政改革大綱】

合併による新しい町づくりの推進の中で、住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が求められていることにより、「住民との協働により地域の課題やニーズに対応するため、また簡素で効率的な行政システムの実現を目指す」ものとして誕生しました。

社会・経済情勢の変化に対応する為、第1次は平成18年度から平成22年度、第2次は平成23年度から平成27年度までの5ヵ年を計画期間とする「行政改革大綱」を作成しました。

【事務事業評価シート】

行政改革大綱において位置づけられた効率的な行政運営の確立に向け、行政評価システムの構築を目標として、平成19年度当初予算要求から事務事業評価シートを作成しています。

2. 行政改革大綱の取り組みと成果

5つの項目について取り組んだ第1次行政改革大綱の平成18～22年度までの5年間における取り組みについて、町有地の売却収入を除く実質的な財政効果額は約14億円となりました。

また、第2次行政改革大綱において平成23～27年度までの5年間における取り組みについて、町有地の売却収入を除く実質的な財政効果額は約6億円を見込んでいます。

職員数の削減や、各種手当（特殊勤務手当・管理職手当・時間外勤務手当）の見直し及び廃止がほぼ計画どおりに進んだことにより、人件費は大幅に削減されています。

一方、組織・機構の見直しにおいて、指定管理者制度の有効活用、事務所経費の削減など、社会情勢などの変化により取り組みが目標に達していない項目があります。これらの項目については、第3次大綱においても引き続き取り組んでいくこととします。

Ⅲ 当町を取り巻く環境

1. 人口減少と少子高齢化社会の到来

日本の総人口は、平成 16 年（2004 年）の 1 億 2,784 万人をピークに、今後 100 年間で 100 年前（明治時代後半）の水準の約 5,000 万人に戻っていくと推計されています。この変化は千年単位でも類を見ない、極めて急激な減少です。

総人口の減少と併せ年齢構成が大幅に変化していくと推計されています。平成 62 年（2050 年）には日本の総人口は 3,300 万人減少しますが、高齢人口（65 歳以上）は約 1,200 万人増加すると見込まれています。一方、生産年齢人口（15-64 歳）は約 3,500 万人、若年人口（0-14 歳）は約 900 万人減少し、その結果、高齢化率で見ればおよそ 20%から 40%へ高まると見込まれています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年に報告した「日本の市区町村別将来推計人口」において、2040 年の永平寺町の総人口は、2010 年から 3,325 人（16%）減少して 17,325 人になると推計しています。一方、高齢人口は 702 人（14%）増加して 5,779 人になり、そのうち後期高齢者人口（75 歳以上）は 659 人（24%）増加すると推計しています。

高齢人口（65 歳以上）の比率が高まっていく中、「現役」が「高齢者」を「従来どおり」に支えることは、難しくなっていくと考えられます。社会構造の大きな転換点を迎えており、それに応じた新たな取り組みを推進していく必要があります。

2. 公共施設等の老朽化

公共施設等の老朽化対策も大きな課題となっています。地方自治体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

平成 26 年 4 月 22 日付の総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、全ての地方自治体に対し速やかに「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。策定にあたっては、建築物だけでなく、道路・橋りょう等のインフラ施設や公営企業の施設を含めて考えなければなりません。

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費について、一般的には現状経費の平均 2 ～3 倍が必要となると言われています。

平成 27 年度に策定した『永平寺町公共施設再編計画』を平成 28 年度に策定する『公共施設等総合管理計画』に反映させるとともに、今後当町においても、現状把握を進めながら、長期的及び財政的な視点をもって、公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

公共施設等を見直すことは、住民サービスに大きな影響を与えますので、住民との議論を深め、まちづくり、地域づくりの観点から取り組んでいくことが重要となります。

3. 地域主権に対応した行政運営基盤の構築

国と地方、都道府県と市町村（基礎自治体）の役割分担やその財源の見直しなど、地域主権の確立に向けた改革の動きが進んでいます。

地方自治体においては、三位一体改革を契機とした税源移譲を含む本格的な地域主権改革に向け、これまで以上に行財政基盤の強化を図るとともに、経営の視点を持った行政需要への対応や、事業の選択と集中など、自らの責任と判断による主体的な行政運営の推進が求められています。平成 27 年 6 月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律」（第 5 次地方分権一括法）が成立し、同月公布されています。

小規模町村においては、移譲された事務の内容、事務量に見合った責任ある執行体制（専門職配置、人材育成等）を確立することが課題となります。

4. 多様化する住民ニーズへの対応

多様化・高度化する新しい行政需要に柔軟に対応するため、これまで行政が提供してきたサービスを改めて検証し、必要に応じた的確かつ迅速な見直しに取り組む必要があります。

今後、永平寺町において、行政が施策として提供する公的サービス「公助」に加え、地域住民と行政がともに協力（協働）を行う「共助」と、地域住民や個人の主体的な活動である「自助」を積極的に進め、地域住民自らが地域づくりを行う「持続可能な地域社会」の構築を推進していくことが求められています。

5. 普通交付税の減収

市町村合併が行われた場合、自治体としての規模が大きくなることで、合併前と比べて様々な経費の節減が可能になります。そのため、一般的には普通交付税の交付額が減少します。

しかし、合併による経費の節減は合併後直ちにできるものばかりではないことから、合併後 10 年間は財政上の特例措置として、旧町村が別々に存在するとみなし、合併前の各旧町村にかかる費用に応じた交付税が交付され、合併後の新しい自治体としての本来の算定額より多く交付されます。

当町においては、その特例措置分が約 5 億円でしたが、平成 28 年度から段階的に減額され平成 32 年度に特例措置の交付が終了します。5 億円が減額されることに併せて、急激に歳出削減することは住民生活に多大な影響を及ぼしかねません。

収入はその時々の景気に左右されますので、「計画どおりの歳入が見込めず、減収に対応できない」場合が出てきます。従って、今後、直面する減収への対策として、まず身の丈に合うように歳出削減を中心に取り組みます。

第2章 行財政改革に対する基本方針

I 行財政改革に対する基本姿勢

昨今の厳しい社会経済情勢や国や地方の厳しい財政状況を踏まえると、「さらなる行財政改革」を進めていく必要があります。

これからの行財政改革は、現在の限られた資源（ひと・もの・かね）を効率的かつ効果的に機能させた行財政運営を維持しながら、多様化する住民ニーズに応えるべき施策を進めていかなければなりません。

そのためには、行政が主役となるまちづくりから住民との協働によるまちづくりへ、また、従来からの歳出削減を中心とする改革と、住民満足度の向上を目指す「質の改革」を併せて行っていくことが必要となります。

地方自治体の使命である「住民福祉の増進」と「行政運営の効率化」を踏まえた行財政改革を行うことで、持続可能な行財政運営を目指します。

また、行財政改革は一過性ではなく継続して取り組んでいく必要がありますので、大綱に掲げていない項目であっても、今後の社会経済情勢の変化に対応すべき項目については、十分な協議検討を重ね、追加変更等を加えながら実行性のある改革を目指していくこととします。

歳出削減目標 3 億円

現在、町が定める中期財政見通し（平成 27 年度時点修正版）において、平成 32 年度までの歳入額及び歳出額推移を推計しており、計画の最終年度では歳出総額が歳入総額を上回り、財政調整基金を取り崩さなければならない事態に陥ると見込んでいます。基金取崩しの額は 3 億 2,200 万円にもなることから、直ちに歳出削減等を実施しその額を穴埋めしようとする住民生活に多大な影響を及ぼしかねません。そのため、削減の目標を 3 億円として定め、平成 28 年度より計画的に種々の取組みを実施することで、出来得る限り行政サービスの質を落とさないまま、持続可能な行財政運営が保てるような状態を目指していきます。

Ⅱ 行財政改革を進める上でのポイント

1. 中長期的な税収増加策の必要性

厳しい財政状況を改善するために歳出の削減は必要ですが、これにより大きく住民サービスが低下することのないように留意しなければなりません。

そのためには、引き続き町内企業等を支援し、さらには町外から人や企業・投資を呼び込むことにより、経済の活性化や雇用創出に向けた新たな取り組みが必要となります。そのことが結果として、中長期的な税収増加をもたらし、住民サービスを継続することにつながります。

2. スクラップ&ビルド

将来予想される収支不足及び新たな投資は、一部の事業の見直しで対応できるものではなく、根本的な財政構造の見直しを進めなければなりません。そのため、既存の事業をまったくの白紙に戻し（オールスクラップ）、当町として真に必要な事業のみを再構築（ビルド）していくことを徹底していきます。

3. コスト意識の導入

住民サービスの提供方法に改善の余地がないか検討することにより、質の高いサービスを提供していきますが、行政内部ではサービスコストの削減を徹底します。限られた財源の中でサービスを確保するためには、効率性を重んじ、無駄のない事業の執行を図ることが不可欠となります。

4. 透明性の確保とアカウンタビリティ（説明責任）の実現

行財政改革の対象となる事業は、行政内部の事務にとどまらず直接的に住民に関連する事業も少なくありません。住民との情報共有は重要であり、住民に利害関係をもたらすことについては、十分な対話や説明が必要です。

Ⅲ 行財政改革大綱の方針

大綱では、当町の行財政改革の目指すべき方向性について、4つの方針、
「情報発信の促進と協働の推進」
「組織力の強化と人材育成」
「効率的な行政運営の確立」
「財政基盤の強化」
を定め実施していくこととします。

方針1：情報発信の促進と協働の推進

住民にとって便利で利用しやすい、質の高い住民サービスを提供するためにも、社会情勢の変化・多様化する住民ニーズを的確に把握、情報通信技術を積極的に活用し、行政の情報を住民に分かりやすく発信することで、住民が行政活動に対し関心を持っていただけるような活動を行います。

また、地域における公共・公益的なサービスのすべてを行政が提供するという行政主導型の発想ではなく、公共的サービスの担い手として期待される地区・住民団体・NPO法人など多様な主体への支援体制を構築し、力を合わせて（協働）解決できる諸課題については、協働で課題解決にあたり、地域の特性を活かした住民も一緒になって参加できるまちづくりを進めます。

方針2：組織力の強化と人材育成

社会経済情勢の変化や多様な住民ニーズに対応した施策を進めるためには、効率的かつ効果的に事業推進ができるような組織体制と、これまで以上に強い責任感を持って目標を達成していく人材が必要です。

そのため、職員の能力開発や意識改革、職場環境の改善を進めることで、職員が最大限の能力を発揮できる組織づくりを進め、高い資質と能力を備えた人材を育成します。

方針 3 : 効率的な行財政運営の確立

成果を重視した自治体経営の構築を目指し、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的かつ効果的にマネジメントできる体制を整備し、持続可能な行政運営に取り組んでいきます。

厳しい財政状況の中で、少子高齢化に伴う福祉政策や子育て支援など高度化・多様化する行政課題に適切に対応することが求められており、自立的かつ持続可能な自治体経営を行うためには、PDCA サイクルを活用して、スクラップ＆ビルドを徹底して行い、効率的な行財政運営の確立を目指します。

方針 4 : 財政基盤の強化

当町の財政状況は、少子高齢化の進行に伴う社会保障費(扶助費等)の増加、合併算定替による財政上の特例措置が段階的に縮減することにより、厳しさを増してくるものと予測されます。

今後、高度化・多様化する行政課題に適切に対応し、必要とされるサービスを提供していくために、町内企業等の支援、町外企業等の誘致により、地域経済活性化を促すことで中長期的に税収増加をもたらし、引き続き健全な財政を維持していく必要があります。

また、一方で各種経費の適正化によりコスト意識を職員間に周知徹底させ、新たに定める公共施設等総合管理計画を基に公共施設再編を進め、適正な施設配置を図る等、経常経費削減も併せて継続していきます。

第3章 行財政改革における具体的取組項目

方針1 情報発信の促進と協働の推進

- (1)住民参画と協働を推進します
- (2)積極的な情報発信を行います
- (3)民間活力の有効活用を進めます

(1)住民参画と協働を推進します

住民と行政が協働でまちづくりを進めていくためには、十分な合意形成やコミュニケーションのもとで互いを認め、ともに学び、ともに育んでいこうとする意識改革や協働事業の実例を少しずつ積み重ねていくことが重要です。そのため、住民が町政へ参画できる機会（すまいるミーティング、町政懇談会、パブリックコメント等）の充実と、「解決方法とともに考え、協力しながら取り組んでいく」という仕組み（体制）づくり・各地区の振興協議会が活発に活動できる環境づくりを推進していきます。

(2)積極的な情報発信を行います

社会情勢の変化・多様化する住民ニーズを的確に把握し、情報通信技術を積極的に活用します。行政の情報を広報誌だけではなく、町のホームページやフェイスブック、新聞やテレビといったメディアも活用して住民に分かりやすく発信することで、住民が行政活動に対し関心を持っていただけるような活動を行います。

(3)民間活力の有効活用を進めます

地方分権が進む中、地方自治体の責任が大きくなり、住民の自治体に対するニーズも高度化・多様化してきています。そのため、これまで以上に行政の業務に民間の活力を導入し、住民のニーズに幅広く対応していかなければなりません。

業務の委託を推進し、指定管理者制度の活用を行い、民間の活力を積極的に活用していくことで、公共のサービス向上を図ります。

方針 2 組織力の強化と人材育成

- (1)危機管理体制の強化を進めます
- (2)組織の簡素・効率化を行います
- (3)定員の適正化を進めます
- (4)職員の能力と資質の向上を図ります

(1)危機管理体制の強化を進めます

災害時の組織体制および災害関連情報の提供手段の確立や、地区・地域の自主防災力の充実・強化による「自助・共助・公助」の体制を確立し、消防団や本部の設備の充実を図ることで、災害時に備える危機管理体制の強化を進めていきます。

また、災害以外でも、本格運用されるマイナンバー制度をはじめ、各種個人情報等の漏えい防止対策として、端末の使用状況を常時監視し、各種の導入済みソフトの迅速なアップデートを実施することで、セキュリティの度合いを高い状態に保っていきます。

(2)組織の簡素・効率化を行います

これまで、組織の見直しについては、職員定数の削減に対応できる組織作りを進めてきましたが、これからは新たな住民ニーズ等に迅速・的確に対応するため、効果的な行政組織への見直しを進めていきます。また、町の事業に関連する外郭団体を強化し、事務を移管することで組織の簡素化を図るとともに、民間活力の導入を図っていきます。

(3)定員の適正化を進めます

合併以降、職員数を 71 名削減するなど、人件費の抑制を図ってきましたが、今後は厳しい財政状況が見込まれる為、事業の選択と集中を行うことで効率的かつ効果的な人員配置を行い、職員数の適正化を図ります。また、他市町の導入を参考にしながら、幼稚園や幼児園の統廃合や民営化を検討することで保育士の人員配置についても見直しを行っていきます。

(4)職員の能力と資質の向上を図ります

目標達成型の組織づくりとともに、職員の能力開発や意識改革を行うための職員研修、意識向上を図るための仕組みづくり、職員の主体的な能力開発と処遇への適正な反映を行うための人事評価制度を活用し、住民のニーズの変化に対応できる人材を育成する仕組みを構築します。

方針 3 効率的な行政運営の確立

- (1)事務事業の見直しを進めます
- (2)質の高いサービスを提供します

(1)事務事業の見直しを進めます

地域主権時代に対応するためには、業務管理型の自治体運営から「目標達成型の自治体経営」を行うことが必要となります。

そのため、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のサイクルを構築し、各課（所属）等が目標設定を行った上で事業を実施するとともに、町資源の有効活用、成果志向による行政経営、住民への説明責任の向上、職員の意識改革を目的として、各事業の成果や進捗状況を評価する事務事業評価を行っています。

事業の事後評価を行うことで次年度以降の改善につなげ、評価を確実に予算編成に反映することが必要です。また、その上で事業の選択と集中を行い、限られた資源を効果的かつ効率的にマネジメントできる仕組みづくりを構築していきます。

(2)質の高いサービスを提供します

住民に最も身近な基礎自治体として、住民の満足度を高めていくために、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズを的確に把握した住民サービスを提供することが必要です。利用する住民の目線に立ち、効率性の視点も留意し、合理的な住民サービスの提供を行います。

住民サービスの向上を図るためには、住民と行政の接点である窓口等の利便性向上が不可欠です。

そのため、情報通信技術の活用を積極的に進めるとともに、利用する住民ニーズにあった、住民目線に立ったサービスの充実・改善に努めます。

また、特定健診・保健指導の推進や、マイナンバー制度の活用など、住民の生活や健康に関するサービスの提供も推進していきます。

方針 4 財政基盤の強化

- (1)コスト意識の徹底に努めます
- (2)財政健全化を推進します
- (3)財源の確保に努めます
- (4)公有財産を有効活用します

(1)コスト意識の徹底に努めます

合併以降、職員数の削減等による人件費の抑制や、施設の光熱水費、公用車の燃料費、通信費等といった経常経費の削減を進めてきましたが、今後も厳しい財政状況が見込まれる為、より一層の削減を進めていきます。

(2)財政健全化を推進します

事業の選択と集中により経費の節減または合理化を継続して進めるとともに、公共事業や各種団体への補助金の見直し、適正な予算の配分と執行、資金運用など、これら財政運営を進めていく必要があります。また、企業会計や特別会計への多額の繰出しにより一般会計の健全化が損なわれる可能性があることから、各会計の財政状況を的確に分析しながら町全体の財政状況の健全化を進めます。

(3)財源の確保に努めます

将来にわたり住民が必要とするサービスを確実に提供していくためには、町税等の収入確保が不可欠です。特に町税は自主財源のおよそ6割を占めていますので重要な課題です。

町税の増収を図っていくためには、当町の地域産業の活性化と雇用創出が必要であることから、総合振興計画に掲げる政策の推進に全力を挙げて取り組みます。

使用料・手数料については受益者負担の適正化の観点から改めて検証し、必要に応じ見直しを行うとともに、広告収入の確保や資産の有効活用、ふるさと納税の取組みを推進します。

(4)公有財産を有効活用します

町村合併や人口減少等、当町を取り巻く環境の変化により、施設の設置目的や用途が類似した施設、利用状況が悪化した施設等が存在しています。公共施設を有効に活用するため、利用実態を調査し、利用実態にあった施設の位置づけ、管理方法や統廃合、機能移転、売却譲渡を含めた施設のあり方について検討を進めます。

第4章 資料編

I 当町の職員数・人件費の状況

1. 職員数の削減

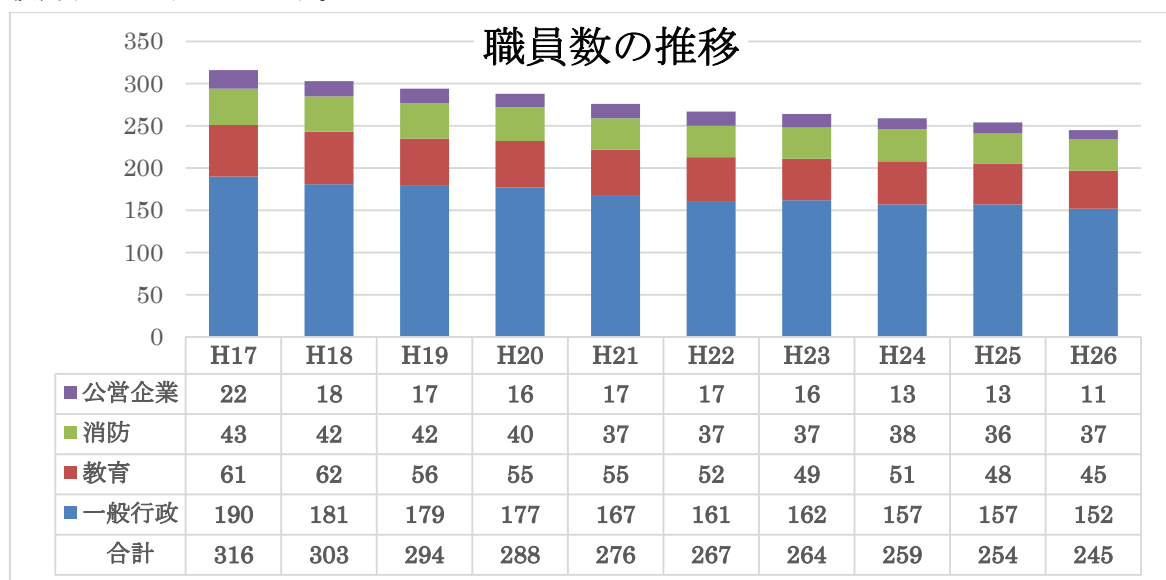
合併以降、職員数の適正化を進めてきたことにより、当町の職員数は大きく減少しています。この削減の大きな要因は退職者数に対する採用職員数を抑制することを基本として行われたものであり、平成20年度に策定した「永平寺町職員適正化計画」に基づき職員数を削減してきました。

その結果、合併直後の平成17年度と比較して、平成26年度の一般行政職は38人減の152人、一般会計・特別会計職員は71人減の245人となっています。

また、平成32年度までに、事業の選択と集中を行うことでさらなる職員数の削減を検討することとしています。

しかし、職員数を削減すると、職員1人当りの仕事量が増えていくことが予想され、業務への取り組み方法を変えることを余儀なくされます。

将来の行政運営に支障をきたす可能性があることから、大綱では、引き続き職員数の適正化等を図っていくことを目標とします。従って、業務の効率化や組織・事業の見直し、民間活力の活用を重要課題として取り組むとともに、適正な職員構成に向けて是正や改善を検討する必要があります。



※ 職員数は、各年度とも4月1日現在の職員数です。(派遣職員は含まず。)

※ 「教育」には、教育長が含まれます。「公営企業」は、国民健康保険事業、下水道事業、農業集落排水事業など、特別会計・企業会計のことです。

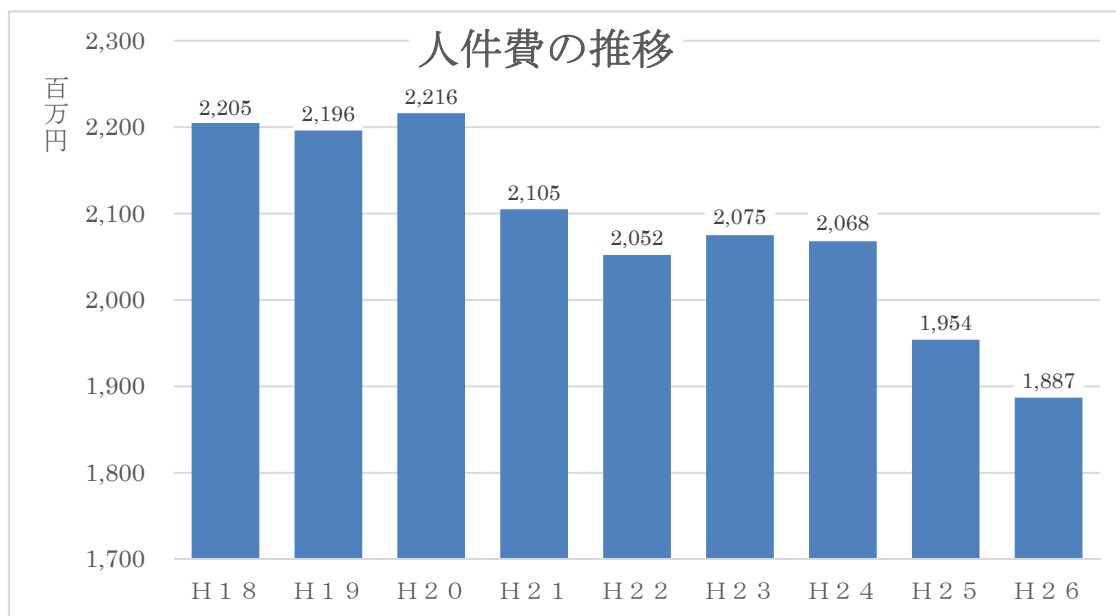
部門別職員数の比較（地方公務員給与実態調査から抜粋）

	一般行政								特別行政		企業会計			
	議 会	総 務	税 務	民 生	衛 生	農林 水産	商 工	土 木	教 育	消 防	水 道	下 水 道	そ の 他	総 合 計
平成 17 年	5	54	15	77	11	17	1	10	61	43	7	5	10	316
平成 22 年	2	46	9	69	12	9	6	8	52	37	8	5	4	267
平成 26 年	2	34	9	75	9	8	6	9	45	37	5	4	2	245

※職員数は、各年度とも 4 月 1 日現在の職員数です。その他は、水道・下水道以外の特別会計です。

2. 人件費の削減

厳しくなっていく財政状況に対応する為、職員数を削減するとともに、全ての職員について、給料や手当の削減を行うなど、人件費の抑制に努めてきました。その結果、平成 26 年度の人件費は、平成 17 年度と比較して約 3 億 1600 万円減のおよそ 18 億 8700 万円となっています。ラスパイレス指数は、毎年 100 を下回っています。



※ 金額は、一般会計における各年度の決算額です。

※ 人件費には、一般職の給料や各種手当、共済費、退職手当負担金のほか、町長等特別職の給与、議員報酬、退職手当組合負担金、地方公務員共済組合負担金などが含まれています。

Ⅱ 当町の財政状況

1. 町財政の現状

永平寺町では、これまで「永平寺町総合振興計画」や「永平寺町行政改革大綱」に基づき、職員定数の削減、公債費の抑制、事務事業の見直し、町税の収納率向上対策などの取り組みを行ってきました。

しかし歳入においては、景気の低迷や労働人口の減少により、住民税の伸びは期待できないばかりか、評価替えに伴う課税標準額の下落による固定資産税の減収により、自主財源である町税は減少の一途をたどっています。

また、町の歳入のおよそ 4 割を占める地方交付税は、合併算定替特例加算措置の終了により平成 28 年度から段階的に減額され、平成 33 年度から一本算定へと移行します。その影響額は平成 26 年度対比で約 5 億円の減収が想定され、合併算定替え終了を見通した財政運営の早期確立が課題となっています。

一方、歳出においては、高齢化社会の進行による各種給付費の自然増や、子育て支援といった政策による扶助費の増加が見込まれます。また、門前地区再整備やふるさと創造プロジェクト、老朽化した公共施設等の更新など大規模な事業が想定されます。今後の行政運営に必要な経費は多大であり、人件費の抑制や事務事業の見直し等を図ることが重要となっています。

町では、このような状況から、平成 22 年に「永平寺町行政改革大綱（第 2 期）」を策定しました。しかし、策定後 5 年が経過し、高齢化社会のさらなる進展、安全・安心を支える社会基盤整備、社会経済情勢や価値観の変化に伴う住民ニーズの多様化・高度化などにより、策定当時に把握できなかった新たな行政課題・財政需要が発生してきています。

さらに、国においては、「地域が元気を出し、ひと、もの、かねを動かし、地域経済の好循環を全国各地から興していく」ことを目的に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、「地域のことは地域で決める」施策を推進しています。

このため、永平寺町が今後も

「住民がまちづくりの主役となる仕組みづくり」

「農業・産業が活動しやすい環境づくり」

「子育ての町を充実させ、子どもたちの笑顔あふれるまちづくり」

「孤独を感じない福祉のまちづくり」

「地域コミュニティ力を高め、命・暮らしを守るまちづくり」

といった、まちづくり目標を将来にわたって行っていくためには、歳入に応じた歳出となるよう見直しを行いながらも、重要政策は着実に進め、安定的な行財政運営を行っていく必要があります。そのための指針として「永平寺町中期財政見通し」を策定しています。

なお、この見通しは、今後の社会経済情勢や国の地方財政計画により、見通し結果が大きく変わることも予想されることから、情勢の変化に合わせて適宜に見直しを行います。

2. 財政構造の特徴

永平寺町の歳入歳出一覧

歳入

単位：千円

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	1,800,182	2,101,395	2,090,442	2,009,224	2,010,675	2,021,861	2,024,866	1,996,032	2,002,156
地方譲与税	263,360	98,127	94,109	88,346	85,546	83,206	77,655	75,238	72,203
利子割交付金	10,711	14,018	14,248	12,281	10,835	10,914	7,656	6,369	6,047
配当割交付金	9,667	11,455	4,585	3,592	4,323	4,769	4,922	10,404	20,009
株式等譲与所得割交付金	7,609	7,155	1,602	1,862	1,424	1,170	1,400	16,404	11,528
地方消費税交付金	182,045	177,913	165,102	173,452	173,154	177,086	179,002	177,475	219,917
自動車取得税交付金	51,892	49,184	43,011	25,214	22,538	19,823	24,657	22,452	9,934
地方特例交付金	50,538	13,057	28,549	27,774	34,113	38,815	8,360	9,124	8,310
地方交付税	3,728,705	3,698,878	3,707,350	3,778,175	3,985,326	4,130,544	4,059,304	4,048,480	4,079,607
うち普通交付税	2,955,654	3,030,753	3,068,944	3,143,834	3,314,854	3,443,655	3,432,873	3,450,161	3,442,674
うち特別交付税	773,051	668,125	638,406	634,341	670,472	686,889	626,431	598,319	636,933
交通安全対策特別交付金	3,380	3,450	3,077	3,004	2,924	2,905	2,915	2,824	2,411
分担金及び負担金	13,827	6,454	4,853	3,506	4,887	6,983	6,258	24,144	28,346
使用料	198,046	197,124	198,135	197,510	196,212	196,710	191,221	193,559	188,859
手数料	11,088	11,555	10,934	10,738	10,149	10,326	11,016	10,739	10,276
国庫支出金	529,729	370,753	700,811	1,118,467	920,581	717,753	680,849	874,070	733,232
県支出金	542,444	548,337	550,642	626,430	816,973	588,412	580,325	430,452	492,291
財産収入	8,308	12,329	76,282	29,950	9,949	10,135	46,682	12,951	11,987
寄附金	235	10,500	855	655	2,465	130	747	1,117	1,116
繰入金	229,839	95,648	10,061	53,221	90,693	10,561	42,634	11,439	11,907
繰越金	413,492	350,876	351,222	588,680	492,942	431,158	375,361	593,149	505,191
諸収入	271,938	246,134	198,018	176,870	173,571	180,321	235,502	168,443	179,853
地方債	549,900	474,700	395,000	520,200	685,000	618,000	686,000	732,000	825,000
歳入合計	8,876,935	8,499,042	8,648,888	9,449,151	9,734,280	9,261,582	9,247,332	9,416,865	9,420,180

歳出(性質別)

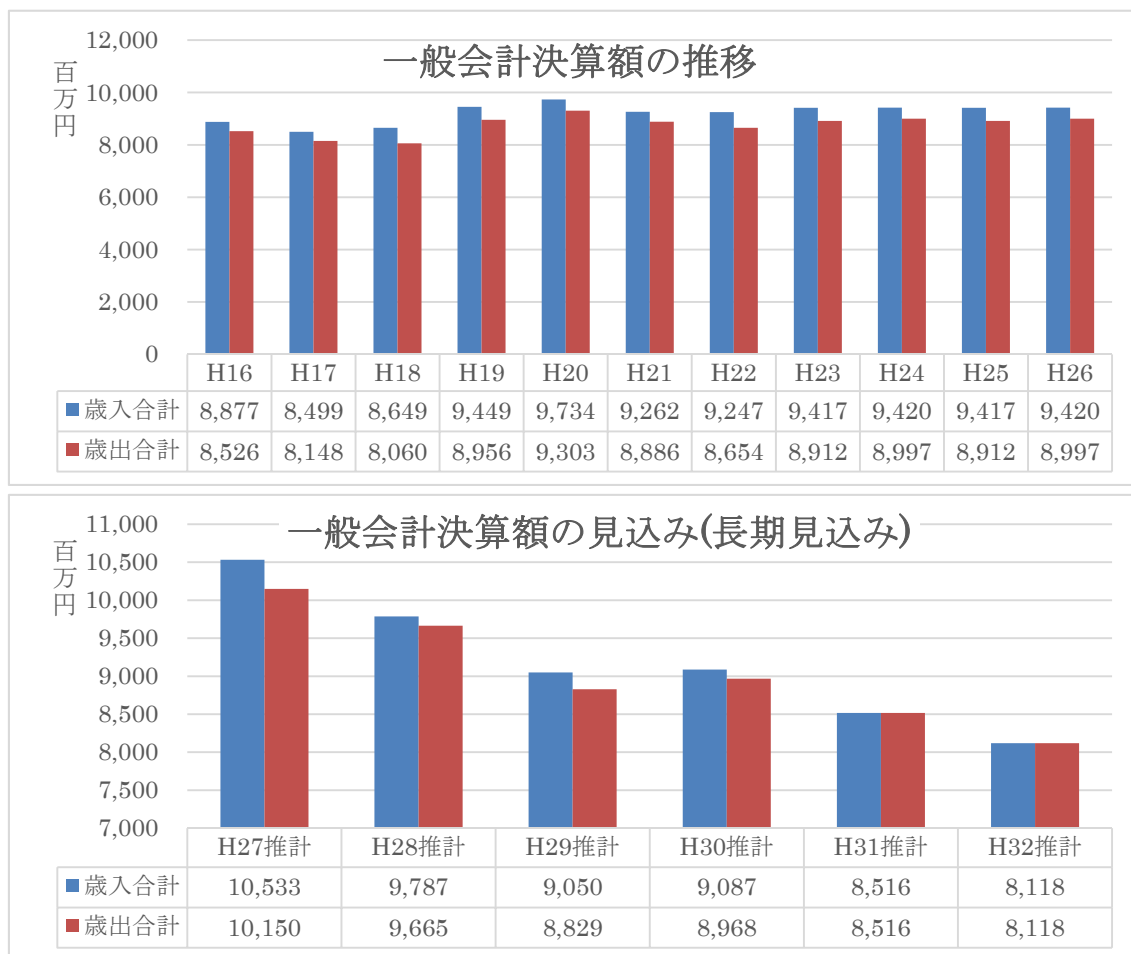
単位：千円

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	2,204,515	2,195,686	2,216,294	2,105,494	2,052,185	2,075,332	2,067,541	1,953,776	1,887,011
扶助費	490,500	527,639	526,221	576,420	830,102	893,844	888,888	903,085	956,172
公債費	1,241,756	1,149,096	1,075,807	977,218	980,223	1,009,757	981,620	899,727	864,497
物件費	938,735	916,620	938,294	959,126	1,019,452	988,263	966,405	1,031,130	1,241,365
維持補修費	29,060	27,894	28,158	27,379	19,497	24,477	22,846	66,792	82,086
補助費等	1,045,160	1,099,037	1,210,789	1,334,443	982,651	1,045,280	1,031,885	1,239,672	1,186,082
普通建設事業費	1,089,549	828,230	748,785	1,444,888	1,628,802	1,036,922	1,306,623	1,462,393	1,250,619
繰出金	1,100,032	1,234,676	1,102,940	1,157,265	1,248,580	1,268,755	1,193,848	1,219,321	1,217,607
貸付金	141,060	154,000	105,800	97,500	87,500	77,500	123,949	71,500	71,500
積立金	245,692	14,942	107,120	276,476	454,130	466,091	70,578	64,278	240,245
歳出合計	8,526,059	8,147,820	8,060,208	8,956,209	9,303,122	8,886,221	8,654,183	8,911,674	8,997,184

※各項目の値は四捨五入しているため、各項目の合計が本来の決算額(歳入/歳出合計)と一致しない場合があります。

当町においての平成 18 年度から平成 26 年度までの、性質別歳入歳出決算は上記のとおりです。これにより、今後の財政状況について財政分析を行いました。

(1) 一般会計決算額の実績と今後の見込み



※以下、平成 16 年度のデータは合併前の 3 町村の合計値、平成 27 年度以降は推計値です。

一般会計における決算は、年度ごとに増減はありますが、毎年歳入が歳出を上回っています。

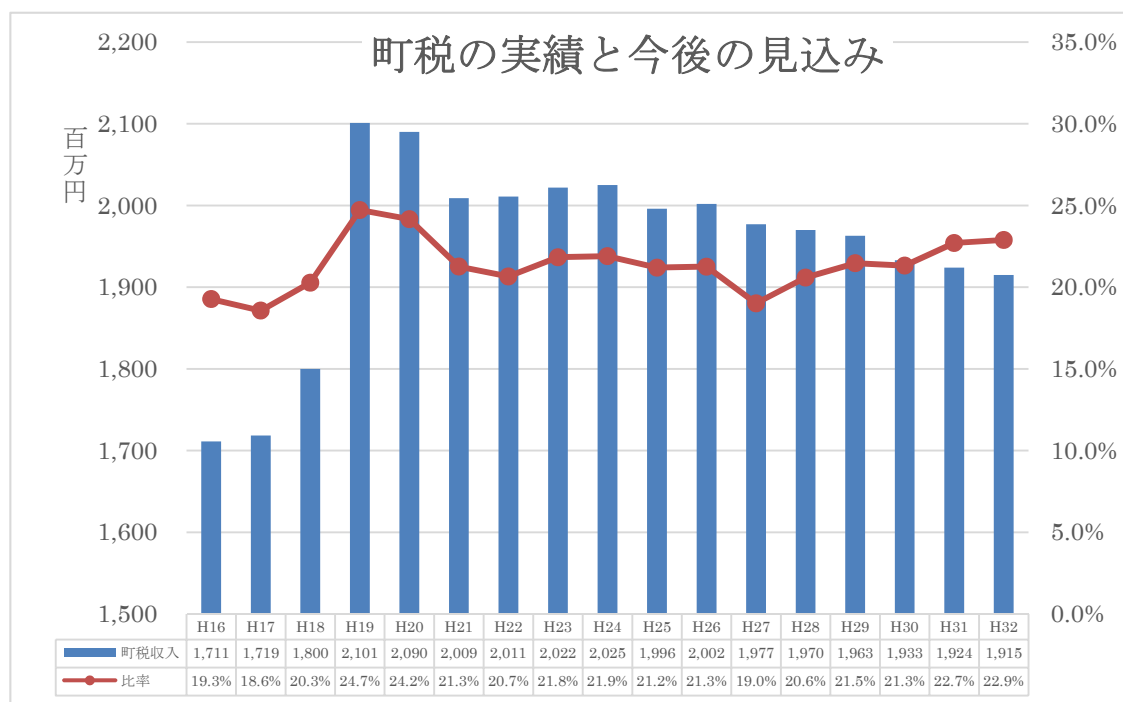
歳入と歳出の差額は、剰余金の処分として財政調整基金等に積み立て、一部を次年度に繰り越ししています。

平成 27 年度は新消防庁舎の建設やふるさと創造プロジェクト、道の駅建設など大型の公共事業の実施のため、歳入・歳出ともに決算額が増加すると見込んでいます。

平成 28 年度以降、地方交付税交付金が減少し、平成 31 年度以降は歳出が歳入を上回ることも予想され、不足する財源を基金からの繰入金で対応する必要があります。

次に、歳入歳出別に分析します。

(2) 歳入決算額の実績と今後の見込み

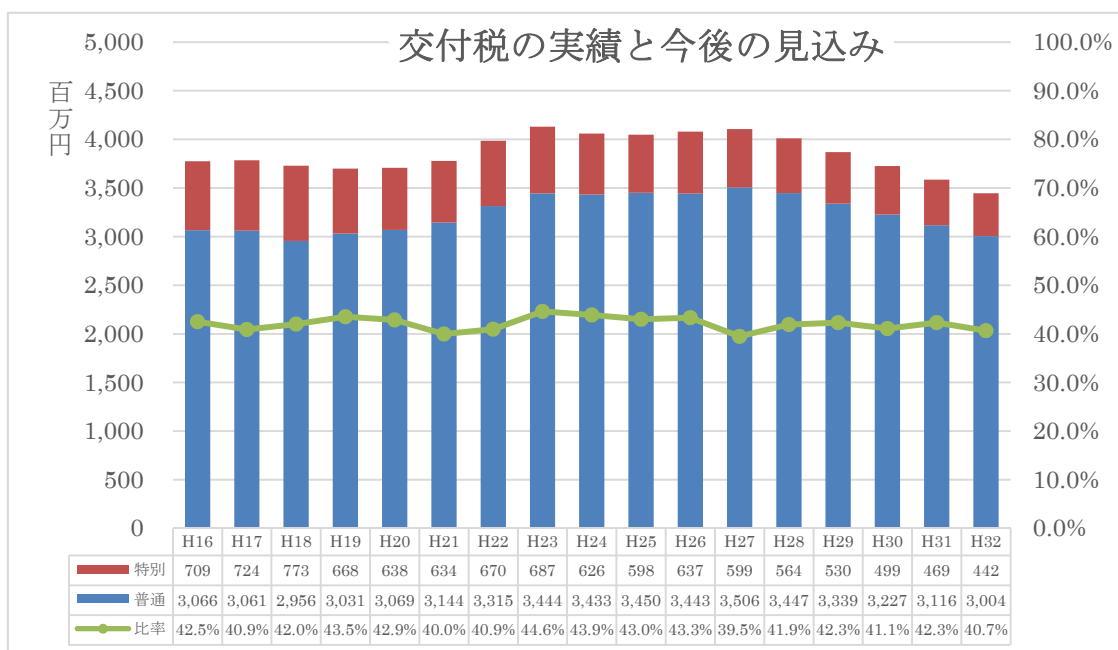


※ 表中、「比率」は歳入全体に占める町税の割合を示しています。

※ 以下、平成 27 年度以降の数値は推計値となります。

町税は最も大切な自主財源です。歳入の根幹となる町税収入は、平成 19 年度に税源移譲により大幅に増加しましたが、景気の悪化によって平成 21 年度、22 年度にかけて減少しました。その後、緩やかな回復傾向にありましたが、25 年度に 20 億円を下回り、以降、減少傾向にあります。

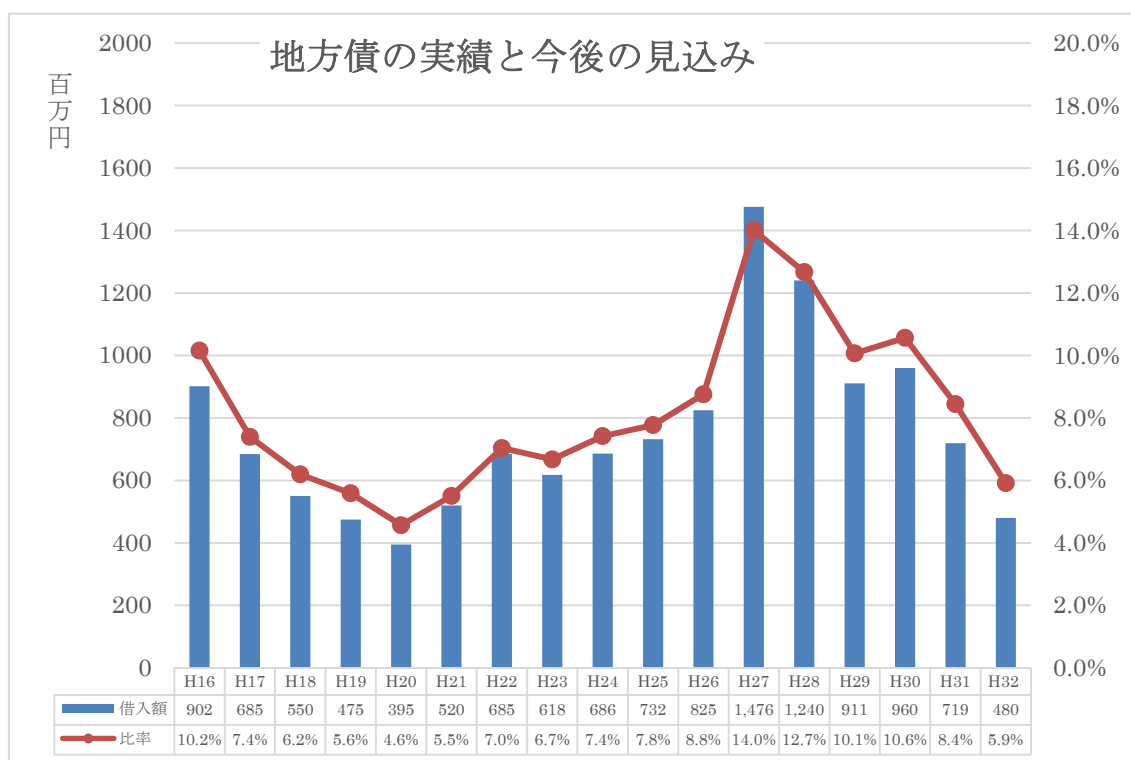
住民税は、人口減少や景気の悪化による影響で、今後も減少傾向が続くと見込んでいます。また、固定資産税も、地価の下落等により、今後も減少傾向が続くと見込んでいます。平成 27 年度以降は、地方交付税の減少等、町全体の収入が減っていくと見込まれる中で、町税の占める割合は高くなることが予想され、一層自主財源(町税)の確保が重要になってきます。



※ 表中、「普通」は普通交付税、「特別」は特別交付税です。「比率」は歳入全体に占める地方交付税の割合を示しています。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分かれ、平成 26 年度決算では、地方交付税の 84.4%が普通交付税、15.6%が特別交付税という交付割合になっています。普通交付税については、合併算定替および、算定費目の追加措置などから、平成 19 年度以降数年間増加傾向にありました。

平成 28 年度以降は、合併算定替による増加分が段階的に縮減され、平成 33 年度からは一本算定へと移行します。



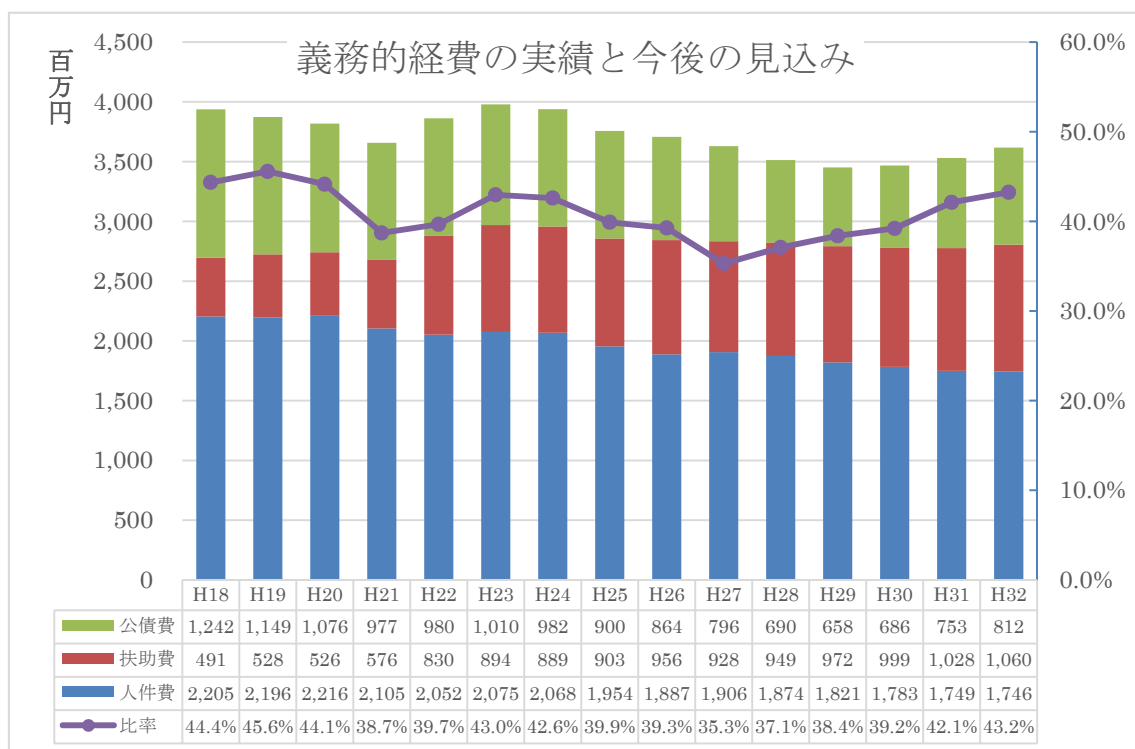
※ 表中、「比率」は歳入全体に占める地方債借入額の割合を示しています。

ここでの地方債は合併特例事業債・臨時財政対策債等の合計で、合併特例事業債は元利償還金の 70%が交付税措置される非常に有利な起債であり、平成の大合併を経験した市町村のみが合併してから 15 年間借り入れることができます。

また、臨時財政対策債は、本来普通交付税で措置されるべきお金を、国が財源不足となるため、その不足額の補てんを市町村が臨時財政対策債を発行することで補うものです。元利償還金の 100%が交付税措置されます。平成 21 年度までの限定的な制度とされていましたが、現在も続いており、今後も続く見込まれています。

平成 27 年度は新消防庁舎の建設など、大きな建設事業があったため借入額が大きく増加すると見込んでいます。

(3) 歳出決算額の実績と今後の見込み



※ 表中、「比率」は歳出全体に占める義務的経費の割合を示しています。

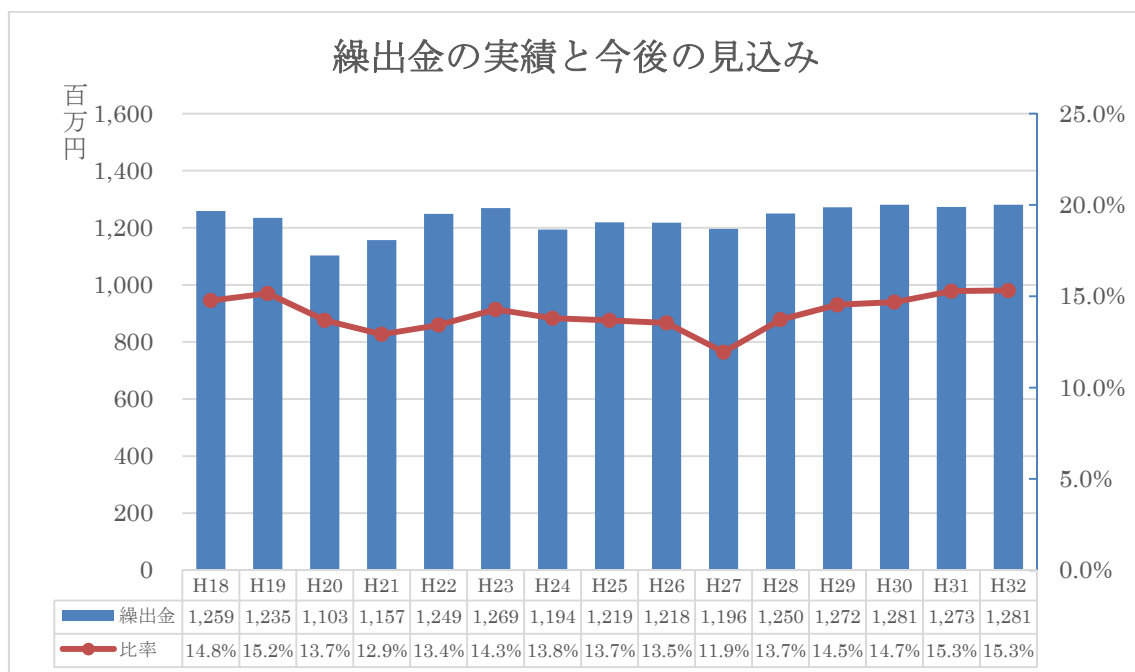
義務的経費は、歳出のうち容易に削減できない硬直性の高い経費のことで、人件費、扶助費、公債費の合計です。

人件費は、平成 17 年度以降、職員数の適正化や給与等削減により減少しています。今後、業務の選択と集中を行うことで、更なる職員数の削減を見込んでいます。

扶助費は、児童手当や福祉医療費、障がい者・高齢者対策に要する経費です。高齢化社会の進展による給付費の自然増や、子育て支援（こども医療費等）といった政策経費の関係で増加しています。平成 23 年度以降は、町全体では社会保障費の増加が見込まれますが、扶助費には国民健康保険の医療費や介護保険の介護サービス諸費は含まれておらず、子どもの人数は減少傾向であるため、扶助費は微増傾向と見込んでいます。

公債費は、積極的に繰上償還を実施することにより町債残高の縮減に努めてきました。

歳出全体に占める義務的経費の割合は、35～45%と高い比率で推移していくと見込んでいます。

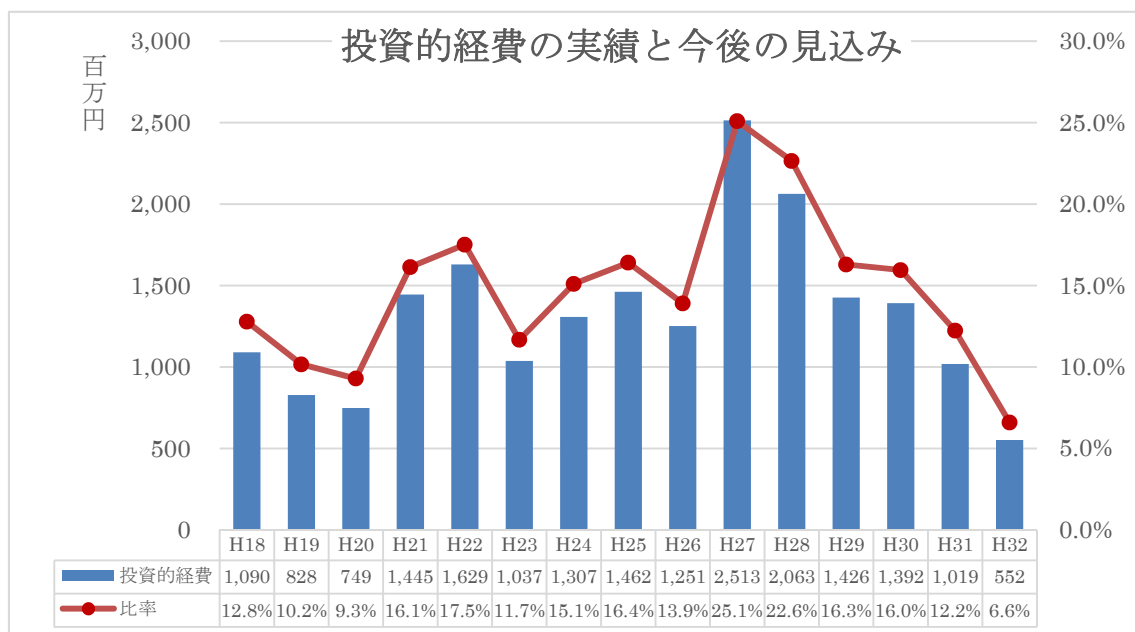


※ 表中、「比率」は歳出全体に占める繰出金の割合を示しています。

当町では、特別会計および企業会計に繰出金を支出しています。

介護サービス給付費の増や医療給付費の増による国民健康保険事業特別会計や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金が増加傾向であります。医療福祉の充実に対する住民ニーズの高まりにより、繰出金は今後も増加傾向であると見込んでいます。

繰出金の割合が高い状況が続くと、一般会計の健全化が損なわれる可能性があることから、一般会計だけではなく特別会計等における財政健全化を併せて行っていく必要があります。



※ 表中、「比率」は歳出全体に占める投資的経費の割合を示しています。

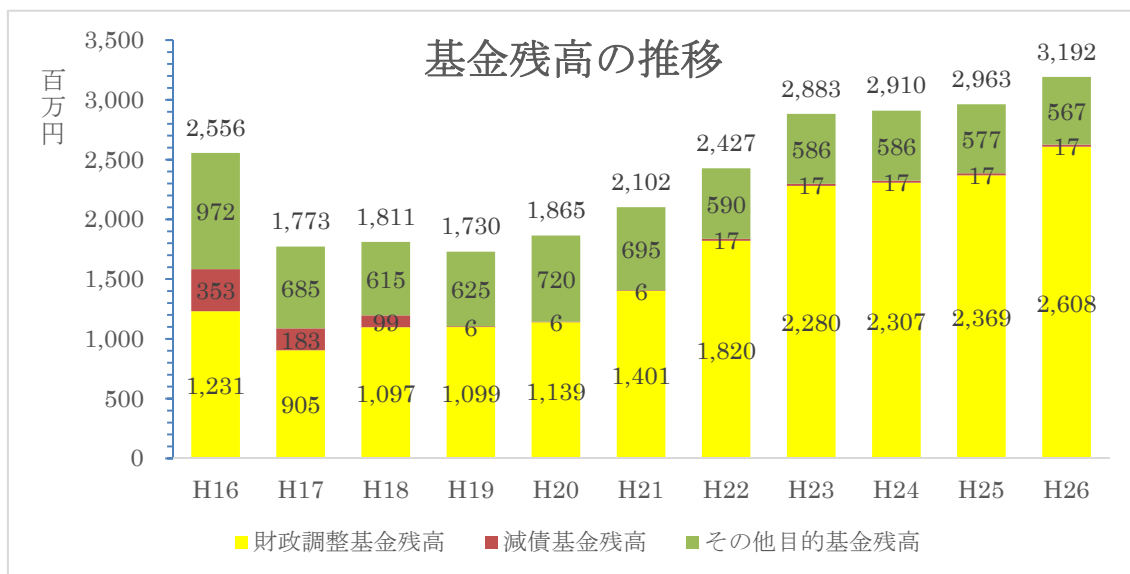
「投資的経費（普通建設事業費）」とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費を言います。具体的には、道路・橋梁や水路の改良事業、建物の新築・改築、車両等の購入、災害復旧事業などがあります。

投資的経費は、平成 22 年度の 16.3 億円をピークに 26 年度では、12.5 億円となっています。平成 27 年度は新消防庁舎や道の駅の建設等、大規模な建設事業が多く行われており、22 年度を上回る投資的経費を見込んでいます。それ以降も、建設事業における投資的経費を推計していますが、その額は年々減少していくと見込まれます。

投資的経費により形成された資産は将来世代に引き継がれる財産ですが、将来その維持管理に多くの費用が必要となります。従って、実施にあたっては、負債（将来世代の負担）と純資産（過去及び現役世代の負担）のバランスや将来の維持管理経費を踏まえた、中長期的な戦略が必要です。

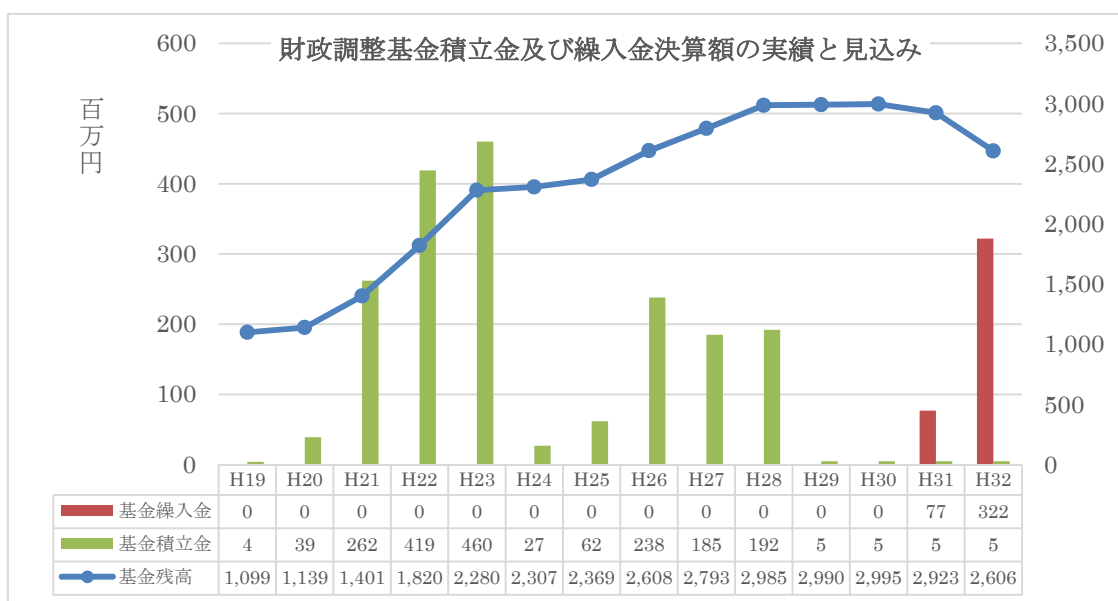
地域雇用の創出や地域経済に連動する投資的経費は、中長期的な視点に立ち、優先度や必要性等を考慮しながら、計画的に実施していく必要があります。

(4) 基金の実績と今後の見込み



基金全体の額は、財政調整基金積立金の増加により、合併後は大幅に増加しています。

減債基金については、19 年度に繰上償還等の公債費抑制のため取崩しました。また、平成 25 年度以降におけるその他特定目的基金の減少は、教育関係経費に充当するため、ふるさと創生基金を取り崩したものです。

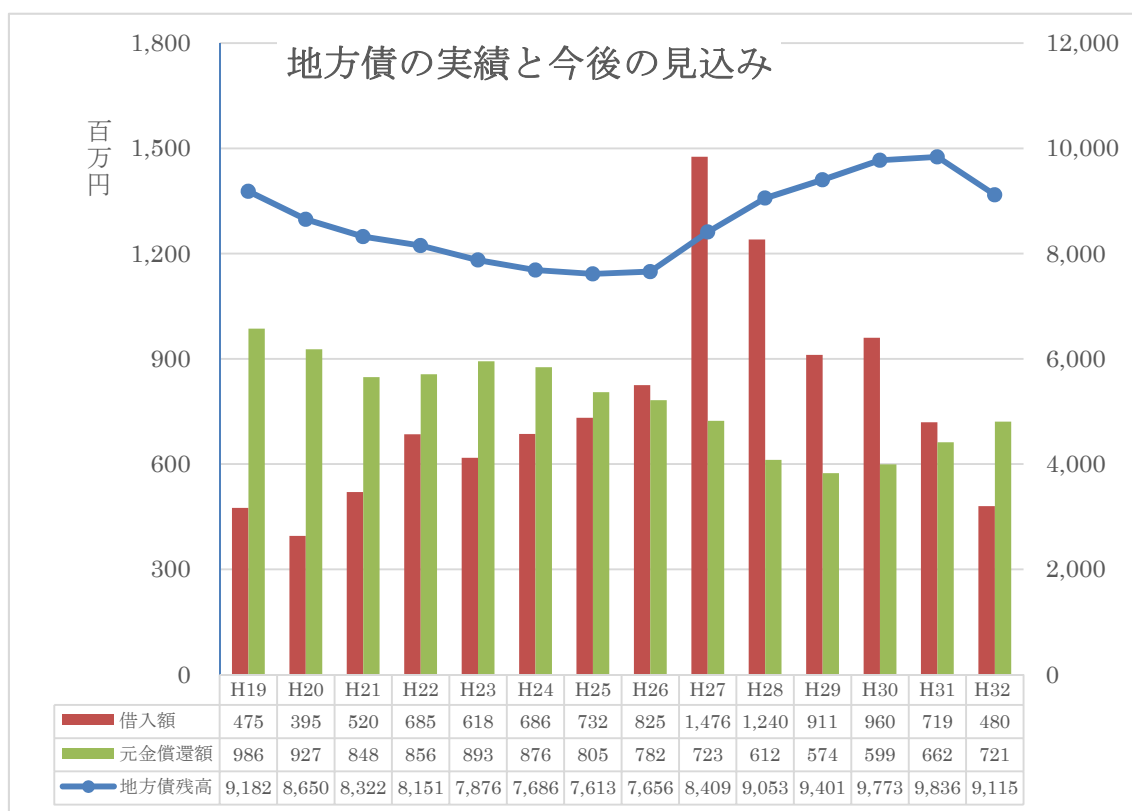


計画的な財政運営を行うための貯金となる財政調整基金については、毎年積立を行っています。

財政調整基金については、平成 17 年度に合併準備経費のため取崩したことから残高が減少していましたが、その後、人件費や公債費の抑制、事務事業の見直し等の行財政改革の取組みを実施し、毎年積立をしていました。

しかし、平成 31 年度以降は、取崩しが発生すると見込んでいます。

(5) 町債の実績と今後の見込み



平成 19 年度以降の地方債借入れは、臨時財政対策債と合併特例債が主なものとなっています。平成 18 年度から実質公債費比率の抑制を図るため、繰上償還や新発債の借入れ抑制を実施した結果、地方債残高は平成 19 年度と平成 26 年度末を比較すると、約 15 億円の削減が図られています。平成 27 年度以降は、大型の普通建設事業の財源として、合併特例債の借入れを予定していることから、地方債残高が大きく減少することは見込めない状況にあります。

借入額が元金償還額を上回らなければ、町債残高は減少していきます。長らく町債残高の圧縮に努めてきましたが、新消防庁舎建設や道の駅建設が始まる平成 27 年度以降は借入額が元金償還額を上回り、町債残高は増加していくと予測されています。

第 3 次
永平寺町行財政改革大綱

平成 28 年 4 月
財政課行政改革推進室